

SOS-KANTO データ利用要領

第1章:目的

第1条

- 1) SOS-KANTO データ利用要領は、SOS-KANTO データの利用について必要な事項を定める。
- 2) データ利用の目的は、院外心肺停止に関する学術的な研究であることを原則とする。

第2章:データ利用の許可

第2条

- 1) 調査、研究およびその他の目的における SOS-KANTO データ利用の可否は、SOS-KANTO 運営小委員会が協議検討し、決定する。

第3章:データ利用の申請

第3条

- 1) SOS-KANTO データを利用しようとする者は、別紙様式1-1を作成し、日本救急医学会関東地方会事務局(SOS-KANTO 委員長宛)に利用の申請を行わなければならない。
- 2) 学会報告・論文作成およびその他の目的で SOS-KANTO データを利用する場合には、別紙様式1-2に必要事項を記入し、これを添付し日本救急医学会関東地方会事務局に提出しなければならない。
- 3) 利益相反については、当該研究に関わる経済的利害関係(財政的支援、雇用、顧問、株式の所有、謝礼金など)が存在する可能性がある場合、これを開示することを求める。該当する利害関係がない場合は、「なし」と記載することを求める。
- 4) 施設責任者は、SOS-KANTO データ利用者に対して管理・監督責任を負わなければならない。

第4章:協議検討

第4条

- 1) SOS-KANTO 運営小委員会は、前条に基づき申請があった場合、利用の可否について協議検討を行う。
- 2) SOS-KANTO 委員長は、協議検討を行うにあたって、データを利用しようとする者に、申請のあった内容について説明を求めることができる。
- 3) SOS-KANTO 運営小委員会は、院外心停止患者に対する心肺蘇生の救命効果の検証、関東地区における救急医療の充実等への寄与度、並びにデータ使用・管理の適正性の観点から、協議検討を行い、利用を許可する。
- 4) 検討協議の結果、利用を許可できない場合は、その理由を付して、データを利用しようと申

請した者に通知する。

- 5) 検討協議の結果に対し不服のある者は、SOS-KANTO 運営小委員会に不服申し立てをすることができる。
- 6) SOS-KANTO 運営小委員会は、前項の申し立てを受けた場合、検討協議の結果について再審査する。

第5章:利用許可への付帯意見等

第5条

- 1) SOS-KANTO データを利用して学会報告・論文作成を行う研究者は、研究の公表に際して、SOS-KANTO study groupであることを明示する。
- 2) SOS-KANTO データを引用する研究者は、“SOS-KANTO study data”が出典であることを明示しなければならない。
- 3) 統計情報の管理については、その使用者が責務を負う。
- 4) SOS-KANTO 運営小委員会は、データ利用を許可するにあたり、データの適正な使用および管理を担保する上で、必要な意見を付することができる。
- 5) データの利用を許可された者は、データに基づく結果を報告(発表)する 10 日前までに日本救急医学会関東地方会事務局(SOS-KANTO 委員長宛)に電子メールにより報告(発表)案を提出しなければならない。
- 6) SOS-KANTO 運営小委員会は、提出された報告(発表)案を協議検討し、著しく客観性・妥当性を欠く場合あるいは、その結果の公表により、記録の信憑性が著しく損なわれると判断した場合は、結果の修正あるいは報告の取り下げを求めるものとし、第7条に基づく結果報告後も同様とする。
- 7) データの利用を許可された者は、承認された目的、方法以外にデータを利用してはならない。また、第三者にデータの譲渡・貸与・閲覧させてはならない。
- 8) データ利用をもとにした研究は、申請時の研究デザインに沿ったものに限られ、それ以外の使用を禁ずる。
- 9) 研究目的が完了したときには、複製されたデータの全てを消去しなければならない。

第6章:SOS-KANTO 委員会への報告

第6条

- 1) SOS-KANTO 運営小委員会は、データ利用の可否について検討した結果を、SOS-KANTO 委員会に報告する。報告は書面あるいは、電子メールにより行うことができる。

第7章:結果報告等

第7条

- 1) この要領に従って記録の利用が許可され、調査、研究等を実施した者は、記録利用期限内

にその結果を別紙様式5:SOS-KANTO データ利用結果報告書により日本救急医学会関東
地方会事務局(SOS-KANTO 委員長宛)に成果物を添付して報告しなければならない。

- 2) データ利用期間終了後も、同一内容の調査、研究等の目的により継続して記録を利用することを希望する場合には、別紙様式6:SOS-KANTO データ利用継続許可申請書により日本救急医学会関東地方会事務局(SOS-KANTO 委員長宛)に申請し許可を得なくてはならない。
- 3) 前項の申請については、原則としてデータ利用期間終了前に実施される SOS-KANTO 運営小委員会において協議検討を行う。
- 4) 前項の協議検討の結果、データの利用継続が許可された場合、継続開始から1年毎に別紙様式6:SOS-KANTO データ利用継続許可申請書により日本救急医学会関東地方会事務局(SOS-KANTO 委員長宛)に中間報告を行い、継続の許可を得なければならない。
- 5) 結果報告後に許可されたデータをもとに、新たな成果物を作成しようとする場合も、その都度、第3条に基づく申請をしなければならない。

第8章:雑則

第8条

- 1) SOS-KANTO 運営小委員会は、データ利用を許可した案件を5年間保存するものとする。

附則

この要領は、平成 24 年 8 月 5 日から施行する。